

従業員の
年金・保険
が充実

個人事業主の皆さま



社会保険への任意加入 考えてみませんか？

約11万
事業所で利用
(令和7年4月現在)

社会保険
とは？

法人や一部の個人事業所に雇われている方が加入する、
厚生年金保険・健康保険の総称です。※個人事業主ご本人は社会保険に加入できません。

社会保険への加入による3つのメリット

- 1 従業員が病気・ケガや
出産で休んだ場合の
本人への所得保障あり
- 2 協会けんぽで
実施している健康診断が
従業員の健康づくりを支援
- 3 従業員の将来受け取る
年金が増額、
障害や遺族への保障も充実

週30時間以上働いている方の約6割が社会保険に加入できる求人は魅力的だと感じています。

出典：JILPT「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(2022)

例 月収20万円の従業員
(扶養しているこどもが2名)の場合 ※金額は令和7年度

事業主のご負担額が
簡単に試算できます



従業員の扶養家族も まとめて保障 (対象となるには条件があります。)	
従業員 約37,800円/月	従業員 約28,300円/月
事業主 0円/月	事業主 約28,300円/月
これまで 国民年金・国民健康保険	加入後 厚生年金保険・健康保険

事業主・従業員の保険料負担の変化

1年加入で 約1,000円/月 終身で上乗せ		休んだ4日目から 約4,400円/日の 傷病手当金が支給	
老齢厚生 年金 (終身)	病気・ケガや 出産で休んだ 場合の 所得保障	老齢基礎 年金 (終身)	病気・ケガや 出産で休んだ 場合の 所得保障
老齢基礎 年金 (終身)	病院などを 受診したとき の給付等	老齢基礎 年金 (終身)	病院などを 受診したとき の給付等
これまで 国民年金・国民健康保険	加入後 厚生年金保険・健康保険	これまで 国民年金・国民健康保険	加入後 厚生年金保険・健康保険

従業員の保障の変化

年金制度の内容、手続きについてのお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤルへ

※健康保険の健康診断、手当金に関するお問い合わせは、お住まいの都道府県の協会けんぽへ

事業所、厚生年金加入者
(ねんきん加入者ダイヤル)

0570-007-123

050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない
電話でおかけになる場合は 03-6837-2913(一般電話)

受付時間 平日:8:30~19:00 第2土曜日:9:30~16:00

※土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。



任意加入の手続きは2ステップ



ステップ

1

事業所内で話し合しましょう

従業員に社会保険に加入するメリットを伝え、加入の希望を聞きましょう。制度について説明する際は、以下の動画をご活用ください。

※加入には、事業所で働いている従業員の半数以上の同意が必要です。

1分で
分かる

社会保険加入のメリット



年金



医療

社会保険加入による**将来の年金額の変化**をシミュレーションすることができます。



公的年金
シミュレーター



ステップ

2

必要書類を年金事務所に提出しましょう

【同意の集め方】

同意した従業員の氏名、生年月日、住所を任意適用同意書に記載ください。

【書類の提出】

年金事務所に、以下の書類を窓口持ち込みまたは郵送または電子申請で提出してください。



申請・届出様式
(同意書はこちら)

事業所の任意加入の手続き

- ☑ 健康保険・厚生年金保険の任意適用の申請書
- ☑ 任意適用同意書
- ☑ 事業主世帯全員の住民票の原本（マイナンバーの記載不要）
- ☑ 公租公課の領収書（1年分、コピー可）

従業員の社会保険加入の手続き

- ☑ 従業員の「被保険者資格取得届」
(従業員に扶養している方がいる場合は、「被扶養者(異動)届」も併せて提出)

※上記の届書を提出いただいた後、厚生労働大臣の認可を受けることにより、事業所にお勤めの方で加入要件を満たす方**全員**が社会保険に加入することになります。